

消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

📌 「インボイス」とは

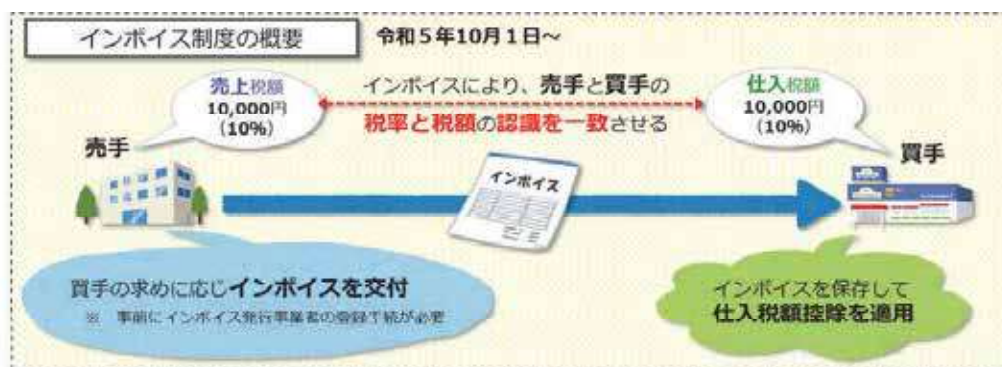
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

📌 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



📌 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



📌 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署へ
事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)

名古屋中法人会よりインターネットセミナーのご案内

名古屋中法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.meinaka-hojinkai.or.jp>

名古屋中法人会

検索で検索いただけます

インターネット・セミナー

いつでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

※ 画面はイメージとなります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID パスワード ログイン

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: **hj1801** パスワード: **9427**

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

新型コロナウイルスの現状と今後について

二木芳人氏に聞く！

コロナ第7波の収束と今後のシナリオを予測！

9月22日公開予定

昭和大学 医学部 内科学講座・臨床感染症学部門 客員教授 二木 芳人

お勧め

インボイス制度の概要と電子帳簿保存法のポイント

公認会計士 コンサルタント 川口 宏之

お勧め

小さく決めて自分の人生を手に入れる

終活ジャーナリスト ライフ・ターミナル・ネットワーク代表 金子 稚子

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 刑事メンタルでピンチをチャンスに (7)	森 透匡	5分	一般経営	NEW 茶道は最強のビジネスツール	竹田 理絵	40分
	良好な信頼関係を築く 叱る側、叱られる側の心構え (後編)	外川 智恵	35分		世界のビジネスエリートが知っている教養としての茶道	竹田 理絵	33分
	新規開拓営業力強化セミナー	高田 稔	40分		刑事 (デカ) すぎるスキルをビジネスに	森 透匡	41分
	中堅・若手社員の営業力強化セミナー 後編	和田 勉	55分		「鎌倉殿の13人」主人公 北条義時に学ぶナンバー2学 (前編)	福永 雅文	40分
	《願う力》57秒の元気術	松崎 俊道	4分		中小企業のSDGs経営入門	小野瀬 由一	49分
労務	NEW 刑事メンタルでピンチをチャンスに (7) 地取班とは？	大野 ゆかり	33分	税務・経理・財務	初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
法律	～事例から学ぶ～ 契約トラブルを防ぐ方法 (6)	宮崎 大輔	16分		社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分
健康	和食伝承師 (R) から見た「食と健康」 NEW (2) 「おもてなし料理」の話	上神田 梅雄	23分	政治経済	再生可能エネルギーと持続可能な地域社会を考える	深津 功二	20分
実務家	どこにも負けない！ものづくりへの挑戦	浜野 慶一	84分		カーボンニュートラルの動向とビジネスチャンス	進藤 勇治	42分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは名古屋中法人会事務局まで **TEL:052-242-9427**

会員企業の皆様の経営をインターネットを通じてサポートします。

『法人会』の
ホームページより
ご覧いただけます
会員無料

インターネット・セミナー お薦めプログラムのご案内

インターネット・セミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、
様々な経営情報が取得できるサービスです。

視聴方法

何時でも、何処でも、好きなだけご利用いただけます

映像と音声による本格的なセミナーが受講できます。忙しくてセミナーや研修会に参加出来ない方などにご活用ください。



法人会会員専用
ログインページ

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください。

ログインID パスワード

ログイン

利用者は
専用IDとパスワードを入れて
ログインする事で
コンテンツが視聴可能となります

*掲載内容は予告なく変更する場合がございます。

こんな方に最適です

セミナーは受講したいけど
忙しくて時間がない！

24時間いつでも
ご利用いただけます。

継続的に社員研修を
行いたい！

勉強会（社内研修）などに
ご活用いただけます。

受講したいセミナーが
開催していない！

600本以上の豊富なラインアップ
から自由に選べます。

一流の講師陣による豊富なセミナーが満載



■経営 ■実務家 ■労務 ■税務・経理 ■法律 ■政治・経済 ■研修・人材育成 ■著名人 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル

法人会からの提言

意見広告

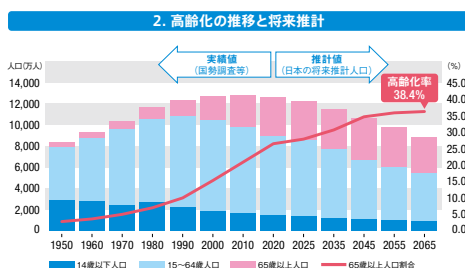
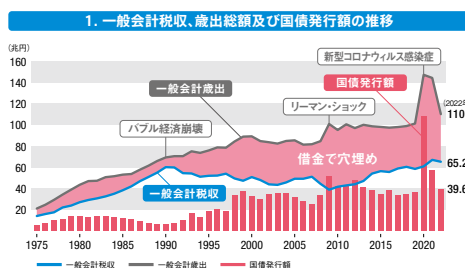
少子高齢化、人口減少 1,000兆円の国債。

将来世代に先送りせず、財政の健全化を!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月22日開催の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も「ウイズコロナ」と呼ばれる共生の段階に入ったとされます。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多くあります。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱いことから、我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策を求めています。また、我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破しました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。その他、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行政改革の推進等も求めています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株) 名誉管理士



1. (注1)令和3年度までは決算、令和4年度は補正後予算による。(注2)公債発行額は、平成2年度は清野地域における平和同慶活動を支援する財源を繰越すための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による増収収入の減少を補うための臨時特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を繰越すための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を繰越すための年金特別公債を指している。
2. (出所)国勢調査と将来の推計人口については、2020年までは総務省(国勢調査)、2021年は総務省(人口推計)、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年度推計)」の出生・死亡・中位推定による推計結果。
※グラフは政府公表資料から引用。

令和5年度税制改正に関する提言(概要)

Ⅰ 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡な「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会が「まず臍より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要であり、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言えない。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるといえる点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2)「中小企業投資促進税制」・「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化、等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- (3)取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かれないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しに対応するの

が適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言えない。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当面の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2)インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないような制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。等

Ⅲ 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地域技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

※ 提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に資してきました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次世代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会では、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、「健康経営」を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究所の登録商標です。

公益財団法人
全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6 全法連会館

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

令和4年度税制研修会 税制改正の実務ポイント

日時／令和4年6月22日(水)～24日(金) 13：30～16：30 会場／昭和ビル9Fホール

講師／税理士法人名南経営

理事長 税理士 安藤 教嗣 氏

税理士 佐野 公彦 氏

テーマ／令和4年度税制改正のポイント

主な改正内容／

- 住宅ローン控除の延長・見直し
- 配当に係わる源泉徴収の見直し
- 賃上げ促進税制の見直し・延長
- 少額の減価償却資産の取得価格の損金算入制度等の見直し
- 法人版事業承継税制に係わる特例承継計画の提出期限の延長
- 財産債務調書制度の見直し
- 電子取引に係わる電子データ保存有^{ゆづじよ}怒の整備



安藤 教嗣 氏 (6月22日)



佐野 公彦 氏 (6月24日)



昭和ビル9Fホール (6月22日)



安藤 教嗣 氏 (6月22日)



(6月22日)



(6月24日)

税務研修会

やさしい法人税セミナー

日時／令和4年9月7日(水)・14日(水)・21日(水)・28日(水)・10月5日(水)・12日(水) 13:30～16:15

会場／昭和ビル9Fホール

講師／元税務大学名古屋研修所教育官
元名古屋国税局不服審判所 国税審判官
税理士 小掠 めぐみ 氏
内容／法人税法等全般



昭和ビル9Fホール 受付（名古屋中・千種・昭和3法人会）



講師 小掠 めぐみ 氏



昭和ビル9Fホール

初心者のための源泉所得税研修会

日時／令和4年10月6日(木) 1部 13:30～15:00 2部 15:30～17:00 (1部・2部の内容は同じ)

会場／東京第一ホテル錦2Fブリランテ

講師／名古屋中税務署副署長(法人・酒) 山田 将克 氏
法人課税第1部門 上席 平島 睦巳 氏
審理専門官 石橋 夏芳 氏

内容／初めて源泉所得税に携わる方、
もう一度源泉の基礎的事項を復習したい方、
実務経験の浅い方を対象とする研修会です。

- ①令和4年度税制改正内容
- ②毎月の給与や賞与の税額計算
- ③現物給与(経済的利益)
- ④報酬・料金
- ⑤非居住者
- ⑥退職金の税額計算 等

※年末調整の研修会は、税務署・法人会ともに開催しません。



東京第一ホテル錦2Fブリランテ



副署長 山田 将克 氏



初心者のための源泉所得税研修会



講師 平島 睦巳 氏



講師 石橋 夏芳 氏

